

函館市漁業就業体験事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市での漁業就業を希望する者に対し、短期間の漁業体験の機会を提供することにより、漁業に対する適性を確認・判断してもらうきっかけとすることを目的とする函館市漁業就業体験事業（以下「体験事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「漁協」とは、函館市内の漁業協同組合をいう。
- (2) 「受入漁業者」とは、体験事業受講者を指導する漁業者をいう。

(実施主体等)

第3条 事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内での漁業就業を希望する満18歳以上の者で、3親等以内の親族に漁協の組合員がいない者とする。

(体験の内容等)

第5条 体験事業の内容等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 体験内容 本市の漁業の概要等を学ぶ座学研修と生産作業を体験する現場研修を組み合わせたものとする。
- (2) 開催場所 座学研修は市が指定する場所で、現場研修は市が指定した受入漁業者の所有施設等で行う。

(参加の申込および決定)

第6条 体験事業の受講を希望する者（以下「申込者」という。）は、漁業就業体験事業受講申込書（別記第1号様式）および参加者調書（別記第2号様式）、誓約書を函館市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- 2 市長は、申込者から提出された書類を審査のうえで参加の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(体験の期間および時間)

第7条 体験期間は、市が指定する期間のうち、申込者が希望する最長14日以内の期間とする。

- 2 体験を行う時間は、1日当たり8時間を上限とする。

(受入漁業者の指定等)

第8条 市長は、現場研修を行う受入漁業者の選定を漁協に依頼する。

2 前項の規定により依頼を受けた漁協は、受入漁業者として適任であると見込まれる者を選定し、受入漁業者本人の同意を得たうえで、受入漁業者推薦書（別記第3号様式）を市長あて提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により漁協から推薦のあった漁業者が受入漁業者として適任であると認められる場合は、受入漁業者指定書（別記第4号様式）を当該漁業者に対し交付する。

(受講者等への通知)

第9条 市長は、受講者および受入漁業者を決定した場合は、受講者に対しては漁業就業体験事業受講決定通知書（別記第5号様式）により、受入漁業者に対しては漁業就業体験事業受講者決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(研修計画の策定)

第10条 受入漁業者は、受講者の研修期間に応じた研修計画を策定し、研修開始日の10日前までに漁業就業体験現場研修プログラム（別記第7号様式）を市長あて提出しなければならない。

(受入漁業者への謝金)

第11条 市長は、現場研修の指導に対する謝金として、受講者1人につき1日あたり5,000円を、受入漁業者に対して支払うものとする。

2 前項の謝金とは別に、研修期間中、受講者を受入漁業者の自宅に住み込みで受け入れた場合は、受講者1人につき1日あたり5,000円を受入漁業者に対して支払うものとする。

(受講者への経費の助成)

第12条 市長は、受講者が受講するのに要する経費を予算の範囲内で助成することができる。

2 助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

(傷害保険への加入)

第13条 市長は、受講者の事故に備えて傷害保険に加入するものとし、その保険料は漁協が負担するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

函館市漁業就業体験事業受講申込書

年 月 日

函館市長 様

申込者 住 所
氏 名

函館市漁業就業体験事業を受講したいので、函館市漁業就業体験事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申し込みします。

記

- 1 希望する体験期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 希望する漁業協同組合 漁業協同組合

別記第2号様式（第6条関係）

参加者調書

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		電話番号	
フリガナ			
住所	〒 -		

年	月	職歴

年	月	免許・資格

趣味・特技	
健康状態	
その他	

別記第3号様式（第8条関係）

函館市漁業就業体験事業に係る受入漁業者推薦書

年 月 日

函館市長 様

漁業協同組合
代表理事組合長

下記組合員は、漁業経営状況が良好であり、人柄も良く、指導力も認められ、指導者として適性があることから、函館市漁業就業体験事業受入漁業者として推薦します。

なお、体験事業受講者が決定した際には、全面的に協力することを確約します。

記

住所	氏名	生年月日
函館市		年 月 日

私は、函館市漁業就業体験事業に係る受入漁業者となることに同意します。

漁業協同組合
組合員

別記第4号様式（第8条関係）

受入漁業者指定書

年 月 日

漁業協同組合
組合員 様

函館市長

函館市漁業就業体験事業実施要綱第8条第3項の規定により、あなたを函館市漁業就業体験事業受入漁業者に指定します。

別記第5号様式（第9条関係）

函館市漁業就業体験事業受講決定通知書

年 月 日

様

函館市長

函館市漁業就業体験事業の受講を下記のとおり決定したので通知します。

受講期間	年 月 日から 年 月 日まで
受入漁業協同組合	漁業協同組合
受入漁業者名	
集合日時	年 月 日 時
集合場所	

別記第6号様式（第9条関係）

函館市漁業就業体験事業受講者決定通知書

年 月 日

漁業協同組合
組合員 様

函館市長

函館市漁業就業体験事業の受講者を下記のとおり決定したので通知します。

受講期間	年 月 日から 年 月 日まで
受講者氏名	
受講者居住地	

別記第7号様式（第10条関係）

函館市漁業就業体験現場研修プログラム

受講者氏名				
受講期間	年 月 日から		年 月 日まで	
研 修 内 容				
月 日	時～ 時		時～ 時	
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

※研修時間は1日8時間以内とする。